

○国東市ケーブルテレビ施設条例施行規則

平成18年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市ケーブルテレビ施設条例(平成18年国東市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入の申込み及び記載事項の変更)

第2条 条例第8条第1項の規定による加入申込書は、ケーブルテレビ加入申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)による。

2 市長は、申込書を受理したときは、国東市ケーブルテレビ施設の能力を検討し、加入の可否を決定するものとする。

3 加入者が、申込書の記載事項に変更を生じたとき、又は変更を希望する場合は、前2項の規定に準ずるものとする。ただし、加入の予約は次条、加入の解除は第4条、加入の休止及び再開は第5条、復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減額又は免除は第7条、加入者の地位の継承は第8条の規定に基づき、それぞれ各様式により市長に申請し、又は届け出なければならない。

4 第1項若しくは前項に該当する申請又は届出があったときは、市長は、速やかに検討及び手続をし、承諾等決定通知書(様式第2号)により承諾等の結果を通知するものとする。

(平19規則11・令2規則40・一部改正)

(加入の予約)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、加入の予約をすることができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下この項において「法」という。)

に規定する身体障害者手帳を持っている人のいる世帯で生活保護に準ずる世帯

(2) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給された手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者のうち、重度の知的障害者のいる世帯で市民税非課税世帯

(3) 世帯主が法に規定する身体障害者で、視覚障害者若しくは聴覚障害(1級から6級まで)の手帳又は肢体不自由の1級若しくは2級の手帳の交付を受けている世帯

(4) 共同受信施設組合(テレビジョン難視聴地域において地上放送又は衛星放送を共同で受信するための施設を設置している団体をいう。)に加入している世帯

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 条例第13条第1項の規定による加入の予約は、ケーブルテレビ施設加入の予約申請書(様式第3号)による。

(令2規則40・一部改正)

(加入の解除)

第4条 条例第14条の規定による加入の解除は、ケーブルテレビ施設加入の解除申請書(様式第4号)による。

- 2 加入解除を承認された加入者で、使用料等の未納金があるときは、申請と同時に未納金を納付しなければならない。
- 3 月の途中で加入を解除した場合の使用料は、解除の日の属する月まで徴収するものとする。ただし、前納している場合は、解除の月の翌月以後の納入額を払い戻すものとする。
- 4 加入の解除による引込線の撤去に伴う費用の負担は、市が行うものとする。ただし、撤去に伴い加入者が所有し、又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用の負担は、加入者が行うものとする。

(令2規則40・一部改正)

(加入の休止及び再開)

第5条 条例第15条の規定による加入の休止及び再開は、ケーブルテレビ施設加入(休止・再開)申請書(様式第5号)による。

- 2 加入の休止を届け出ようとする加入者は、休止予定年月日の10日前までに市長に届け出るものとする。
- 3 加入の再開を届け出ようとする休止者は、再開予定年月日の10日前までに市長に届け出るものとする。
- 4 加入休止を承認された加入者で、使用料等の未納金があるときは、申請と同時に未納金を納付しなければならない。
- 5 第1項の規定により加入休止を承認された加入者は、承認日が、当該月の過半数日を経ている場合は翌月以降、当該月の過半数日を経ていない場合は当該月以降の使用料の徴収を免除される。
- 6 第1項の規定により加入再開を承認された加入者は、承認日が、当該月の過半数日を経ている場合は翌月以降、当該月の過半数日を経ていない場合は、当該月以降の使用料を納入しなければならない。
- 7 加入者が帰省などの事由で年間を通じ、一定月のみの使用を希望する場合は、加入の休止及び再開の計画を年間一括で市長に届け出ることができる。

(令2規則40・一部改正)

(使用料の徴収方法)

第6条 条例第17条第4項に規定する使用料は、金融機関の口座振替で行うものとする。ただし、金融機関の口座を所有しない等の理由で口座振替ができない加入者については、この限りでない。

(平19規則11・追加)

(復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減免)

第7条 条例第18条の規定により復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減額又は免除を受けようとする者は、同条第3号又は第5号に該当し、減額又は免除される者以外は、ケーブルテレビ施設復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減免申請書(様式第6号)によりその旨を市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第1号に該当する加入者の減免期間は、その申請により市長の承諾を得た日の属する月から、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める扶助が終了した日の属する月までとする。

3 条例第18条第2号に該当する加入者の減免期間は、その申請により市長の承諾を得た日の属する月から、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助扶助が終了した日の属する月までとする。

4 条例第18条第3号及び第5号に該当する加入者の減免期間は、市長が定めるものとする。

5 使用料を1年払い(前納)する加入者については、その使用料を10%減額するものとする。

(平19規則11・旧第6条繰下・一部改正、令2規則40・一部改正)

(加入者の地位の継承)

第8条 条例第19条の規定による加入者の地位を継承する場合は、ケーブルテレビ施設加入者の地位継承申請書(様式第7号)により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 加入者の地位を継承できる者は、3親等以内の血族又は姻族若しくは配偶者とし、法人等においては事業継承した者とする。

(平19規則11・旧第7条繰下、令2規則40・一部改正)

(土地の使用承諾)

第9条 条例第12条の規定による加入者又は第三者が、所有し、又は管理する土地の使用のうち、市が独自に建柱する自営柱及び市が使用する既存の有線柱等(それらに付随する支柱、支線の土地を含む。)の土地の使用については、ケーブルテレビ施設設置に関する土地使用承諾書(様式第8号)により加入者又は第三者の承認を得るものとする。

(平19規則11・旧第8条繰下、令2規則40・一部改正)

(材料品質の基準)

第10条 引込工事及び宅内工事に使用する材料は、市長が別に定めるところにより、品質の基準を設ける。ただし、既設の材料がその基準に適合していると認められるときは、これを使用することができる。

(平19規則11・旧第9条繰下)

(読替規定)

第11条 条例第26条第1項の規定により指定管理者に国東市ケーブルテレビ施設の管理を行わせる場合においては、第2条第2項、第3項及び第4項、第5条第2項、第3項及び第7項、第7条第1項、第2項及び第3項並びに第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第9条中「市」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第8号までの規定中「国東市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号中「政策企画課、各総合支所」とあるのは「指定管理者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(平28規則33・追加、令3規則21・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平19規則11・旧第10条繰下、平28規則33・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月24日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月27日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月24日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の国東市ケーブルテレビ施設条例施行規則の規定により作成した用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和3年3月23日規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

国東市ケーブルテレビ加入申込書

国 東 市 長 様

私は、国東市ケーブルテレビ施設条例及び関係規則等を遵守することを誓約し、下記のとおり加入を申し込みます。

申 込 日	年 月 日									
申 込 区 分	1	新規	2	変更	3	その他()				
加入者コード										

フリガナ															生 年 月 日	行政区名
氏 名														年 月 日		
住 所	〒 —													電話番号() —		
利用場所(上記申込者住所とケーブル接続場所が異なる場合のみ記入)																
〒 —													※集合住宅の場合は、住宅名も記入してください。			
国東市 町 番地													電話番号() —			
利用場所の 状況	1 自己所有の施設		利用場所の 形態		1 集合施設(アパート・マンション・貸ビル等)											
	2 借用している施設				2 一戸建て(持家・借家・社宅・事業所)											
借用している施設の所有者(又は管理会社等)の氏名と同意の状況																
上記加入希望者の加入申込みについては、承諾済みです。																
承諾者氏名等													⎧ 区分 □所有者 □管理会社等 ⎫			
電話番号() —													※承諾者が法人又は団体である場合は、押印及び取扱者名を記入してください。			

備 考

政策企画課、各総合支所収受日及び収受者印	
収 受 印	収受者印

様式第2号(第2条関係)

承諾等決定通知書

様

年 月 日

国 東 市 長 印

国東市ケーブルテレビ施設条例施行規則第2条第4項の規定により、 年 月 日
のあなたからの申請については、審査・検討の結果、以下のとおり決定したので、その旨
通知します。

①加入者名及び加入者コード (申請時)	※加入者コード()
②申請内容	☐ 加入の予約
	☐ 加入の解除
	☐ 加入の休止
	☐ 加入の再開
	☐ 加入の休止及び再開(年間一括)
	☐ 復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減免
	☐ 加入者の地位継承
③決定内容	☐ 承諾 ☐ 拒否
④決定に関する附帯伝達事項	

様式第3号(第3条関係)

ケーブルテレビ施設加入の予約申請書

年 月 日

国 東 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号() —

国東市ケーブルテレビ施設条例第13条の規定により、次のとおり、国東市ケーブルテレビの加入の予約を申請します。

① 加入の予約により、 ケーブルテレビを接続 する予定の場所	国東市_____町_____番地_____
② 予約要件(事由)	国東市ケーブルテレビ施設条例施行規則第3条第1項_____号 に該当するため
③ ②を証明する書類	別添のとおり

※別紙に加入の予約要件に該当することを証明する関係書類を添付すること。

様式第4号(第4条関係)

ケーブルテレビ施設加入の解除申請書

年 月 日

国 東 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号() —

加入者との関係 (本人・その他 ())

国東市ケーブルテレビ施設条例第14条の規定により、次のとおり施設の加入解除を申請します。

①加入者名及び 加入者コード	※加入者コード()
②加入の解除をする接 続場所	国東市_____町_____番地_____
③解除予定年月日	年 月 日
④解除の事由	

※ ④に解除の理由を簡潔にお書きください。

様式第5号(その1)(第5条関係)

ケーブルテレビ施設加入(休止・再開)申請書

年 月 日

国 東 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号() —

加入者との関係 (本人・その他 ())

国東市ケーブルテレビ施設条例第15条の規定により、次のとおり施設の加入の(休止・再開)を申請します。

①加入者名及び 加入者コード	※加入者コード()
②加入の(休止・再開) をする接続場所	国東市_____町_____番地_____
③(休止・再開)予定年 月日	年 月 日
④(休止・再開)事由	

- ※ ④に休止及び再開する理由を簡潔にお書きください。
- ※ 国東市ケーブルテレビ施設条例第10条及び第11条の規定により、休止している期間に引込線及び保安器又はONUの設備が故障した場合の復旧に要する費用は、加入者が負担することとなります。

様式第5号(その2)(第5条関係)

ケーブルテレビ施設加入(休止・再開)申請書
(年間一括受付用)

年 月 日

国 東 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号() —

加入者との関係(本人・その他())

国東市ケーブルテレビ施設条例第15条の規定により、次のとおり施設の加入の休止及び再開について、年間を一括して申請します。

①加入者名及び 加入者コード	※加入者コード()
②加入を休止及び再開する接続場所	国東市_____町_____番地_____
③加入休止月	
④加入再開月	
⑤年間一括にて届出する事由	

- ※ ③、④は月単位で記入してください。
- ※ ⑤は休止及び再開する届出を年間一括で申請する理由を簡潔にお書きください。
- ※ 本届出の有効期間は、届け出た年の年度末(3月31日)までです。次年度の処理については、届出書を新たに提出する必要があります。提出をしない場合は、当該年の3月期の処理状況を次年度(4月以降)に引き継ぐこととなります。なお、本届出書の受付期間は、3月1日から同年3月20日までとします。
- ※ 国東市ケーブルテレビ施設条例第10条及び第11条の規定により、休止している期間に引込線及び保安器又はONUの設備が故障した場合の復旧に要する費用は、加入者が負担することとなります。

様式第6号(第7条関係)

ケーブルテレビ施設復旧費用、加入金、引込工事料及び使用料の減免申請書

年 月 日

国 東 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号() —

国東市ケーブルテレビ施設条例第18条第__号に該当しますので、施設の「
」の減免措置を次のとおり申請します。

①加入者名及び 加入者コード	※加入者コード()
②減免措置を行う接続場 所	国東市____町____番地____
③施設と申請者の関連性	
④減免事由発生年月日	年 月 日
⑤減免事由を証明する書 類	別添のとおり

※減免事由が国東市ケーブルテレビ施設条例第18条第4号に該当する場合は②に施設名ま
で明記し、③には施設と申請者の関連性を明記すること。

※別紙に減免事由を証明する関係書類を添付すること。ただし、減免事由が国東市ケーブ
ルテレビ施設条例第18条第4号に該当する場合は必要ありません。

様式第7号(第8条関係)

ケーブルテレビ施設加入者の地位継承申請書

年 月 日

国 東 市 長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号() —

加入者との関係 (本人・その他 ())

国東市ケーブルテレビ施設の加入者の地位を継承したいので、国東市ケーブルテレビ施設条例第19条の規定により、次のとおり申請します。

①加入者名及び 加入者コード	※加入者コード()
②継承を行う接続場所	国東市 _____ 町 _____ 番地 _____
③加入を継承する者	住所 氏名
④加入者と継承者の続柄	
⑤継承事由	
⑥継承年月日	年 月 日

様式第8号(第9条関係)

ケーブルテレビ施設設置に関する土地使用承諾書

国東市ケーブルテレビ施設条例施行規則第8条の規定により、自己所有又は管理を行っている以下の所在地に国東市ケーブルテレビ施設を無償で設置することを下記の設置内容を条件に承諾します。

土 地 の 所 在 地			現況地目	施設番号	施設の種類	備 考
国東市	町	番地				
国東市	町	番地				
国東市	町	番地				
国東市	町	番地				
国東市	町	番地				

記

(設置内容)

- 1 設置期間 設置日から撤去の日まで
- 2 設置条件
- ① 上記設置物件が、土地所有者及び管理者の支障となった場合は、連絡を受けて以後3箇月以内に、施設設置者の負担により移設し、又は撤去するものとする。
- ② 上記設置物件を撤去する場合は、原状に復するものとする。
- ③ 上記設置物件の維持管理は、施設設置者が責任を持って行うものとする。
- ④ 上記土地の名義を変更する場合又は土地を譲渡する場合は、この書面に記載の各条件を引き継ぐものとし、同時に国東市へ報告するものとする。

年 月 日
国 東 市 長 様

土地所有者及び管理者

住所

氏名

電話() —

※承諾者が法人又は団体である場合は、
押印及び取扱者名を記入してください。

様式第1号(第2条関係)

(令2規則40・全改、令3規則21・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

(令2規則40・全改)

様式第3号(第3条関係)

(令2規則40・全改)

様式第4号(第4条関係)

(令2規則40・全改)

様式第5号(その1)(第5条関係)

(令2規則40・全改)

様式第5号(その2)(第5条関係)

(令2規則40・全改)

様式第6号(第7条関係)

(令2規則40・全改)

様式第7号(第8条関係)

(令2規則40・全改)

様式第8号(第9条関係)

(令2規則40・全改)